

観音寺市・大野原町・豊浜町

合併協議会だより

平成17年

第15号

7月1日

■発行：観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会事務局 ☎ 0875-54-9880 FAX 0875-54-9885
URL <http://www.kot-gappei.jp>

五郷小学校 最後のプール開き



新しい「観音寺市」の市章

平成17年10月11日、観音寺市、大野原町、豊浜町は合併します。

主な内容

- 第14回合併協議会の結果 2~3
- 平成16年度決算監査 3
- 1市2町の夏 4~5
- 1市2町の使用料・手数料 6~7
- 第16回合併協議会のお知らせ・ご意見等 8



第14回 合併協議会の 結果

5月26日に第14回合併協議会が開催されました。5月9日をもって選任された委員の委嘱状の交付が行われました。

会議では、報告事項5件、その他第15回合併協議会の日程について協議を行いました。

報告事項

報告第39号

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会委員の変更について



委員の変更について報告がありました。

大野原町議会議長の交代があり、5月9日より、大久保隆敏氏に代わり、高丸勝茂氏が選任されました。

報告第40号

新市の市章の選定（その1）について

4月23日、第13回合併協議会において協議・確認された「協議第26号新市の市章の選定（その1）」について、報告がありました。

（協議・確認された市章については、表紙及び協議会だより第14号及びホームページ参照）

報告第41号

地方税の取扱いについて

入湯税について、観音寺市のみ該当していましたが、次のとおり調整されたとの報告がありました。

【調整結果】

入湯税については、観音寺市の例により統一する。

納税義務者

鉱泉浴場における入湯に対し、入湯

客に課税
課税免除

① 年齢12歳未満の者

② 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者

③ 上記に掲げる者の外、市長が特に認めた者

税率

① 宿泊を伴う者 1人1日100円

② 日帰りの者 1人1日50円

徴収方法

特別徴収

徴収手続

・ 特別徴収義務者

・ 鉱泉浴場の経営者

・ 徴収手続

特別徴収義務者により、毎月

15日までに前月1日から同月末

日までに徴収すべき入湯税に係

る課税標準額、税額その他必要

な事項を記入した納入申告書が

市長に提出され、これに基づき

納入書により納入金が納入される。

報告第42号

各種事務事業（納税関係）の取扱
いについて

前納報奨金について、次のとおり調整されたとの報告がありました。

【調整結果】

前納報奨金については、観音寺市の例により統一する。



適用税目

・ 固定資産税

・ 都市計画税

対象

4月1日から4月30日までに、年

税額を一時納付した者

内容

前納額 × 0.3 / 100 × 前納月数

（ただし、交付限度額は50,000円）

報告第43号

新しい「観音寺市」誕生ポスター
募集について

平成17年10月11日に新しい「観音寺



(1) 第15回観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会の日程について報告がありました。

その他

1市2町の教育委員会で審査し、入選した作品については、「合併協議会だより」で紹介して、合併啓発ポスターやチラシ、パンフレット等に使用する予定です。

市」が誕生するのを受けて、次代を担う子供たちに新しいまちについて考えてもらうため、新しいまちのイメージ・将来像、新しいまちに期待することや願いなどを描いたポスターを1市2町の小中学校に在校する（4年生以上）児童生徒に募集することなどの報告がありました。

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会 平成16年度決算監査が行われました。

6月8日(水)、午後1時30分より、大野原町役場2階会議室において、伊瀬 均監査委員、大廣清雄監査委員により、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会平成16年度決算監査が行われました。

監査結果については、第15回合併協議会において報告が行われました。次号の協議会だよりをご覧ください。



伊瀬 均監査委員



大廣清雄監査委員



監査を受ける事務局職員

1市2町の夏! なにして遊ぼう!

「海・山・川」1市2町には自然がいっぱいです。

暑い夏、楽しい夏どこでなにして遊びますか!



公園テニスコート

観音寺

豊浜

大野原



子供プール。ちいさな子どもたちにぴったりです。

萩の丘公園では、ログハウスに泊まったり、

子供プールや子供ゲレンデで遊んだり.....。

雲辺寺へ足を運んでみるのもいいかも。



ログハウス



子供ゲレンデ。大人も子供も楽しめます。



雲辺寺ロープウェイ



たくさん本があふれています。



観音寺市立図書館



観音寺市立ファミリープール

有明ふれあい海岸では、流れるプールのファミリープールにキャンプもできます。三豊総合運動公園では野球やサッカー、テニスを。新しい観音寺市立図書館で読書を楽しむのもひとつかな。



三豊総合運動公園

ちょうさ会館。

現在、2台のちょうさを展示中!!



一の宮公園では、海水浴にゲートボール。仲間と楽しくバーベキューも。

ちょうさ会館でひと足早くお祭り気分を味わうのもいかがでしょう。

ゲートボール場



キャンプ場。バーベキューを楽しむのもよし。



一の宮海岸。海開きもうすぐです。

1市2町の使用料・手数料などの現状

使用料・手数料等の取扱いについては、現在1市2町において、様々な施設があり、新市においてこれから調整していかなければならない課題です。

使用料については、1市2町間で同一又は類似の施設に関する使用料は、新市の一体性の確保や住民負担の公平性の原則に配慮し、できる限り統一できるように調整に努めるものとする。

ただし、差異が著しい又は施設の状況が異なるなどの事情により統一が困難なもの若しくは各市町独自の施設に関するものについては、当分の間、現行のとおりとし、新市においてそのあり方について引き続き調整する。

手数料については、1市2町におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、合併時に統一できるように調整に努めるものとする。

現在の1市2町の状況は下記のようになっています。



1 使用料

保育所保育料

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分定義	観音寺市				大野原町		豊浜町				
	階層区分	徴収金額(月額)			階層区分	徴収金額(月額)		階層区分	徴収金額(月額)		
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児		3歳未満児	3歳以上児		3歳未満児	3歳以上児	
生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	1	0円			1	0円		1	0円		
第1階層及び第4～第7階層(大野原町については、均等割の額のみ。所得割の額のない世帯)	第5～第9)を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	2	7,000円	5,000円	2	7,000円	5,000円	2	7,000円	5,000円
	市町村民税課税世帯	3	18,000円	16,000円	3	16,000円	14,000円	3	17,000円	14,000円	
	所得割の額のある世帯(大野原町のみ)	—	—	—	—	4	18,000円	16,000円	—	—	—
第1階層を除き、前年度分の所得税課税世帯であって、その所得額の区分が次の区分に該当する世帯	13,600円未満(大野原町のみ)	—	—	—	—	5	26,000円	23,000円	—	—	—
	64,000円未満(大野原町については、13,600円以上64,000円未満)	4	30,000円	27,000円	25,000円	6	30,000円	27,000円	4	29,000円	26,000円
	64,000円以上160,000円未満	5	44,500円	34,000円	30,000円	7	44,500円	32,000円	5	43,000円	30,000円
	160,000円以上408,000円未満	6	50,000円	34,000円	30,000円	8	49,000円	34,000円	6	45,000円	31,000円
	408,000円以上	7	52,000円	34,000円	30,000円	9	50,000円	36,000円	7	47,000円	32,000円

2 手数料

戸籍謄抄本・住民票の写しなどの証明等手数料

手数料の名称	観音寺市		大野原町		豊浜町	
戸籍謄抄本	1通	450円	1通	450円	1通	450円
除籍謄抄本	1通	750円	1通	750円	1通	750円
戸籍記載事項証明	1件	350円	1件	350円	1件	350円
除籍記載事項証明	1件	450円	1件	450円	1件	450円
戸籍の届書受理証明	普通1通	350円	普通1通	350円	普通1通	350円
	特別様式1通	1,400円	特別様式1通	1,400円	特別様式1通	1,400円
届出その他の書類の閲覧手数料	1件	350円	1件	350円	1件	350円
戸籍の附票の写し	1件	350円	1件	300円	1件	300円
住民票の写し	1件	350円	1件	300円	1通	300円
住民票の記載事項の証明手数料	1件	350円	1件	300円	1通	300円
身分証明	1通	350円	1件	300円	1件	300円
住民基本台帳の閲覧	1件	350円	1件	300円	1件	300円
住民記録電算リストの閲覧	1冊	2,000円	—	—	—	—
住民基本台帳カード交付または再交付	1件	500円	1件	500円	1件	500円

印鑑登録申請・印鑑登録証明・その他の印鑑に関する手数料

手数料の名称	観音寺市		大野原町		豊浜町	
印鑑登録証交付	1件	350円				
印鑑登録証明	1通	350円	1通	300円	1件	300円
印鑑登録証再交付	—	—	1件	300円	1件	300円

税務課各種証明手数料

種類	観音寺市		大野原町		豊浜町	
納税証明書	1通	350円	1件	300円	1件	300円
所得証明書	1通	350円	1件	300円	1件	300円
課税証明書	1通	350円	1件	300円	1件	300円
固定資産評価証明書	1件	350円	1件	300円	1件	300円
固定資産税証明書	1件	350円	1件	300円	1件	300円
固定資産所有証明書(車庫証明)	1件	350円	1件	300円	1件	300円
営業証明	1通	350円	1件	300円	1件	300円
その他、公図、土地に関する閲覧	1回	300円	1件	300円	1件	300円
臨時運行許可申請	1両	750円	1両	750円	1両	750円
住宅用家屋証明の申請	1件	1,300円	1件	1,300円	1件	1,300円

狂犬病予防に関する手数料

種類	観音寺市		大野原町		豊浜町	
犬の登録	1頭	3,000円	1頭	3,000円	1頭	3,000円
狂犬病予防注射	1頭	2,300円	1頭	2,300円	1頭	2,300円
狂犬病予防注射済票交付	1頭	550円	1件	550円	1件	550円
犬の鑑札再交付	1頭	1,600円	1件	1,600円	1件	1,600円
狂犬病予防注射済票再交付	1頭	340円	1件	340円	1件	340円

その他各施設手数料等



ご意見等をお待ちしています。

合併協議会の資料や会議録の閲覧及び、合併についてのお問い合わせやご意見ご提言は

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会事務局

〒769-1697 三豊郡大野原町大字大野原1260番地1

TEL 0875-54-9880 FAX 0875-54-9885

ホームページアドレス

<http://www.kot-gappei.jp>

※随時、内容を更新していますので是非ご覧ください。

または、下記、各市町合併担当窓口まで

観音寺市合併対策室

TEL 0875-23-3917 FAX 0875-23-3920

大野原町合併対策室

TEL 0875-54-5700 FAX 0875-54-5029

豊浜町合併対策室

TEL 0875-52-1200 FAX 0875-52-3113

第16回 合併協議会のお知らせ

第16回合併協議会 **日時** 平成17年7月28日(木) 午後1時30分から

場所 大野原町大字大野原1260番地1
大野原町中央公民館3階講義室

第15回合併協議会は6月23日(木)に行われました。詳しい結果は第16号でお知らせします。

合併協議会はどなたでも傍聴できます。

ビデオやカメラ、録音機等の持ち込みはできませんが、協議の様子をご自身でご覧になってみませんか。
(規定により、受付にてお名前等を記入していただいて会議次第をお渡ししています。)



サルビア

初夏から秋まで咲き続ける紫蘇科の植物。花言葉は「全
て善し」や「エネルギー」だとか。

最近いろいろな色を見かけます。「セージ」もサル
ビアの一種だそうです。

暑い夏、燃えるように真っ赤なサルビアから元気を
もらって、これからの季節がんばっていきましょう。